

京阪神都市圏広域防災拠点整備検討調査

実施計画(案)

平成14年3月6日

内閣官房都市再生本部事務局
内閣府（防災担当）
国土交通省近畿地方整備局

目 次

1	調査の背景	1
2	調査の目的	1
3	調査対象地域.....	1
4	調査の内容	2
	（1）現状における広域防災拠点等の整理.....	2
	（2）京阪神都市圏の都市構造の把握.....	2
	（3）京阪神都市圏の広域防災体制の整理.....	2
	（4）阪神・淡路大震災におけるオペレーション展開の現状と問題点の整理	2
	（5）京阪神都市圏における広域防災拠点の整備・連携に関する基本的考え方.....	2
	（6）京阪神都市圏における被害想定 of 整理	3
	（7）ケーススタディの実施と広域的オペレーション展開上の課題整理.....	3
	（8）京阪神都市圏における広域防災拠点の適正配置に関する検討	5
	（9）京阪神都市圏広域防災拠点整備基本構想（案）の作成	5
5	本調査のフロー	6
6	本調査の実施体制	7
7	本調査の検討スケジュール（案）.....	8
8	本検討委員会及び関係委員会の関係.....	9

1 調査の背景

京阪神都市圏においては、平成7年1月の阪神・淡路大震災を契機として、広域防災拠点をはじめとする防災空間の府県境を超えた連携の必要性が認識されており、平成13年6月には、都市再生本部において「大阪圏についても基幹的広域防災拠点の必要性も含め、広域防災拠点の適正配置を検討する」ことを含む3件の都市再生プロジェクトが決定されたところである。

過去の災害発生状況から、京阪神都市圏においては、地震域が概略特定され、過去に幾度かほぼ一定の時間間隔で繰り返し地震が発生している東南海・南海地震が今後発生する可能性が高いといわれている。平成13年10月には、中央防災会議に「東南海、南海地震等に関する専門調査会」が設置され、東南海・南海地震に加え、現在の知見では発生場所や規模を特定することは困難である内陸部の直下型地震についても、甚大な被害を及ぼすおそれがあるいくつかの主要活断層の地震を想定するとされているところである。

京阪神都市圏においては、東南海・南海地震など今後発生する可能性が高い大規模災害に対して、府県境を越えた防災体制の充実、都市構造の特性を踏まえた防災拠点ネットワークの整備などにより、さらなる安心・安全な地域形成が求められている。

2 調査の目的

本調査は、上記で示した背景を受け、有識者等による検討委員会を設置し、広域的オペレーションの展開を踏まえた広域防災拠点の適正配置や基幹的広域防災拠点の必要性、防災拠点間の連携方策等について検討することを目的とする。

なお、本調査は、国土交通省、厚生労働省が設置している「近畿圏における広域防災拠点整備・連携方策策定調査検討委員会」をはじめとする他の検討調査と連携を図りつつ進めていくとともに、「東南海、南海地震等に関する専門調査会」の検討内容等を踏まえることとする。

3 調査対象地域

稠密な市街地が連担し、府県境を越える甚大な被害発生の危険性が高い地域を対象とする。具体的には、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、京都市、大阪市、神戸市の二府四県三政令市とする。

4 調査の内容

(1) 現状における広域防災拠点等の整理

京阪神都市圏における広域防災拠点の位置づけや考え方等を整理する上での基礎資料とするため、京阪神都市圏における現状の広域防災拠点等の位置づけ、機能、平時利用用途等について整理する。

(2) 京阪神都市圏の都市構造の把握

京阪神都市圏の都市構造の特性を把握するため、京阪神都市圏における陸・海・空の交通基盤の状況、公園・緑地の分布、電気・ガス・上下水道等ライフライン、通信基盤、市街地特性、大規模空閑地の分布、経済産業構造等を各種資料・計画等から整理する。

(3) 京阪神都市圏の広域防災体制の整理

京阪神都市圏の広域防災体制の現状を把握するため、府県市の地域防災計画・広域応援協定の内容から広域的オペレーションに必要な施設（緊急輸送道路、港湾施設、空港、ヘリポート、府県市防災拠点、自衛隊駐屯地、災害拠点病院等）の状況を整理する。

(4) 阪神・淡路大震災におけるオペレーション展開の現状と問題点の整理

京阪神都市圏における広域防災拠点の機能・役割及び関係機関等との連携のあり方について検討する上で、既往災害における対応課題を整理することは重要であることから、阪神・淡路大震災における府県市等の連携に関するオペレーション展開、被災後の時間経過によるオペレーション展開、関連機関等との連携に関するオペレーション展開等に関する現状と問題点を整理する。

(5) 京阪神都市圏における広域防災拠点の整備・連携に関する基本的考え方

上記までの検討を踏まえ、京阪神都市圏における、基幹的広域防災拠点の必要性も含めて、広域防災拠点の整備及び関係機関等との連携方策について検討し、首都圏広域防災拠点整備協議会において整理した機能等を参考に、京阪神都市圏における広域防災拠点を考える際に加えるべき機能はないか等について検討する。

(6) 京阪神都市圏における被害想定の整理

京阪神都市圏において、複数府県が同時被災し、広域対応の必要性が想定される地震災害とその被害想定については、「東南海、南海地震等に関する専門調査会」の検討結果等から整理することとする。

また、京阪神都市圏における被害想定のアウトラインを把握する上で各自治体の被害想定についても整理する。

参考：中央防災会議「東南海、南海地震等に関する専門調査会」での検討について
想定地震
東南海・南海地震（5パターン）
直下型（山崎断層、有馬・高槻、上町、根来、生駒、世木林、花折、奈良盆地東縁、
養老・桑名、岐阜・名古屋、三河）

(7) ケーススタディの実施と広域的オペレーション展開上の課題整理

複数府県が同時被災した場合における広域的オペレーションの展開について、具体的な状況を想定し、広域防災拠点の立地条件、整備・運用体制に関するケーススタディを行う。

ケーススタディで採用する被害想定については、「東南海、南海地震等に関する専門調査会」の被害想定等を参考とし、京阪神都市圏において広域的に被害を及ぼすと想定される地震とする。

1) 京阪神都市圏における広域防災拠点の立地条件に関する検討

次の視点から京阪神都市圏における広域防災拠点の立地条件について検討する。

緊急輸送活動に関する視点

京阪神都市圏の備蓄状況や物流センターの位置と広域防災拠点等を結ぶ交通ネットワークを活用した広域輸送活動の展開上の観点から立地条件について検討する。この場合、各交通基盤の被災時における事態特性に留意する（例：交通渋滞、空港の広域避難地化等）。

（例）

- 緊急輸送路が、沿線の被災により遮断しないかどうか。
- 民間の協力を得て、物流機能をどのように確立するか。
- 物理的な被災を免れても、交通混乱など運用面で障害が発生しないか。

医療搬送活動に関する視点

災害拠点病院と常設ヘリポート・臨時着陸場の位置、災害拠点病院の空白地帯への対応等も含め、被災地外からの医療従事者の緊急搬送や被災地外への重篤患者の緊急搬送を行う場合の立地条件について検討する。

(例)

地域特性ごとの医療活動の時間的な推移がどうなるのか。
電気・ガス・水・情報通信など、医療活動を支える最低限の機能は残っているか。
被災ニーズに合った医療活動が展開できるか。それに必要な人材や機器を確保し搬送できるか。
負傷者の搬送方法、収容先はどこか。
公衆衛生の確保をどう図るか
活動要員の待機収容をどのように図るか。

救助活動・消防活動等に関する視点

都市構造から見た場合、特に重大な人的被害が発生する可能性のあるエリア等に着目し、広域支援部隊（被災地外からの警察・消防・自衛隊等）も含め、そこへの救助隊や消防隊の投入を行う場合における輸送手段の確保等の観点から立地条件について検討する。

(例)

地域特性ごとの救助活動、消防活動の時間的な推移。
被災地の状況に合った救助・消防活動が展開できるか。それに必要な人員や機器を確保し搬入できるか。
断水がどの程度の区域で発生するか。消火水を代替できる水環境が現地に存在するか。

2) 広域防災拠点の運用体制に関する検討

広域防災拠点の災害時における運用体制について検討するとともに、平常時から災害時への運用体制の移行を図るという点から、平常時における機能や運用体制についても検討する。

3) 京阪神都市圏における広域的オペレーション展開上の課題整理

ケーススタディ結果を踏まえ、府縣市等の連携に関するオペレーション展開、被災後の時間経過によるオペレーション展開、関連機関・施設等との連携に関するオペレーション展開等に関する課題を整理する。

(例)

オフィス街、観光地、地下街等における非定住人口への対応は大丈夫か。
民間の機能を主体に実施すること、公共機関が主体となって実施すべきことの見極め。
広域輸送活動のコントロールをどうするか。
様々な情報の共有化をどのように図るか
広域支援部隊の投入方法(優先順位等)
他ブロック(九州、中国、四国、北陸など)に与える影響は何か。

(8) 京阪神都市圏における広域防災拠点の適正配置に関する検討

広域的オペレーション展開を図る観点から、大規模空閑地（大規模空閑地となることが見込まれる箇所を含む）とその周辺の現状把握、府県市の防災拠点や災害拠点病院等の広域的オペレーションに必要な施設の配置状況を踏まえ、京阪神都市圏における基幹的広域防災拠点の必要性について検討するとともに、広域防災拠点の適正配置について検討する。

あわせて、広域防災拠点と既存施設との関係性、広域防災拠点と交通基盤との結節状況等を考慮し、広域防災拠点の機能ごとの適正配置及び重点配置ゾーンに関する提案も行う。

(例)

適正配置を考えるうえでの条件とは何か(東京圏のように交通ネットワークの結節点で良いのか)
他地方ブロック(九州、中国、四国、北陸など)への影響軽減策。
既存の防災拠点に足りない機能は何か、どのように活用し得るか。
被災想定地内に拠点を設定できるか(被災が深刻、内部の搬送距離が大きい、域外との経路上に阻害要因が介在し易い、活動上現地確認が必須な場合など)
機能別の分散拠点、総合機能の大規模拠点の組み合わせ方。
条件に見合った場所に対して、優先順位をどのようにつけるか。陸・海・水・航空の組み合わせ方は、

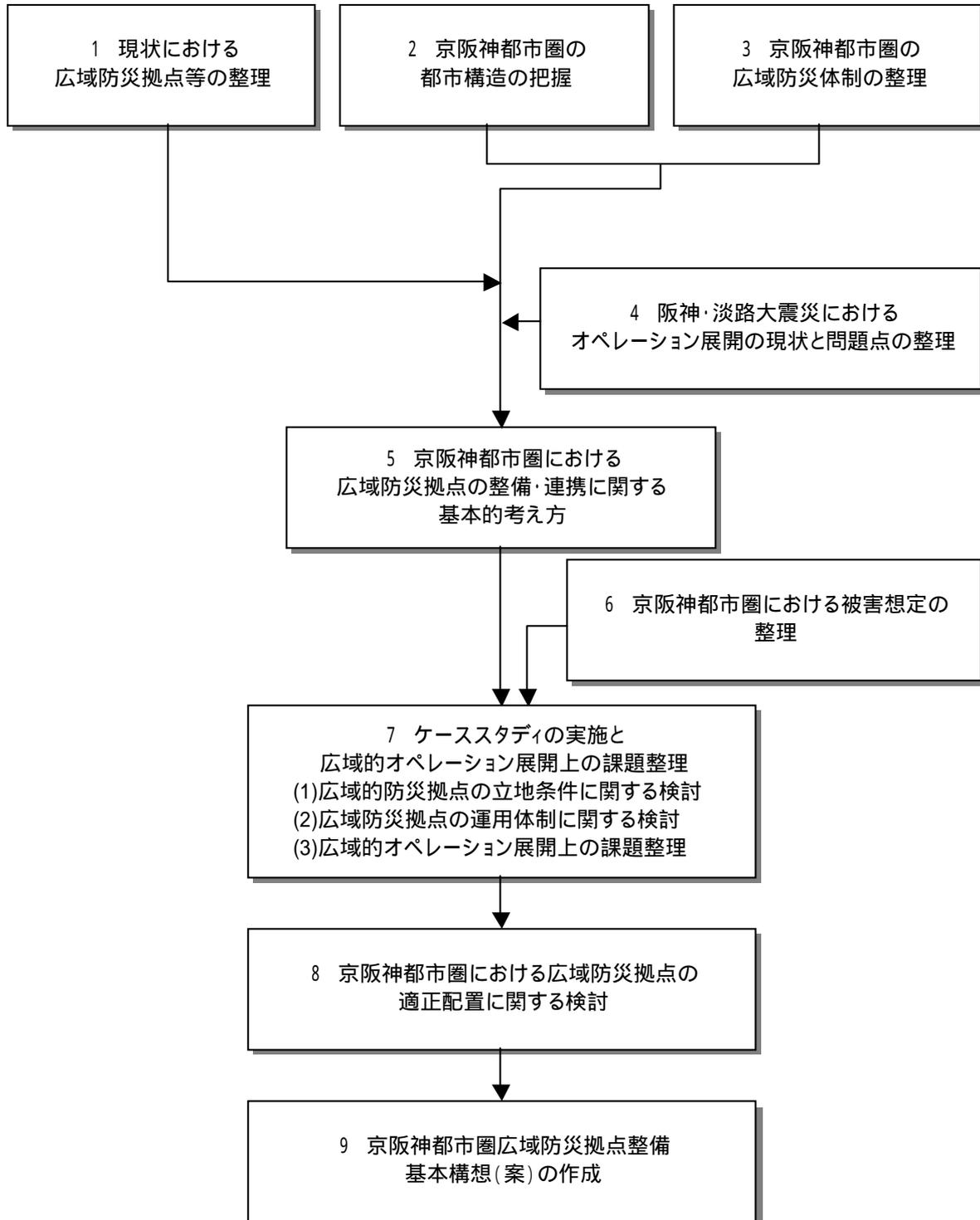
(9) 京阪神都市圏広域防災拠点整備基本構想（案）の作成

(1)～(8)までの検討結果を踏まえ、京阪神都市圏の防災安全性の向上を図るために、基幹的広域防災拠点の必要性、広域防災拠点の適正配置やネットワークの構築について基本構想（案）を作成する。

(例)

想定する被災状況
防災拠点の配置と被災時の機能
防災拠点間のネットワーク確保(物流・人流・情報・エネルギー)、沿線の防災対策
平常機能の転用策(例:サービスエリア 物流拠点、船舶 被災者や活動要員の収容施設、河川 消火水や陸上の代替輸送路として活用ほか)
電気、ガス、水道、通信などのエネルギー基盤の改善策
国が主体となって実施すべき支援策(治安維持、広域的な情報の共有化・提供、応援要請に対する優先順位の決定など)
民間機能の導入策(物流など)
平常時の防災拠点の利用方法(都市機能の向上に寄与、遊休施設にならない用途)、維持作業や費用の低減策

5 本調査のフロー

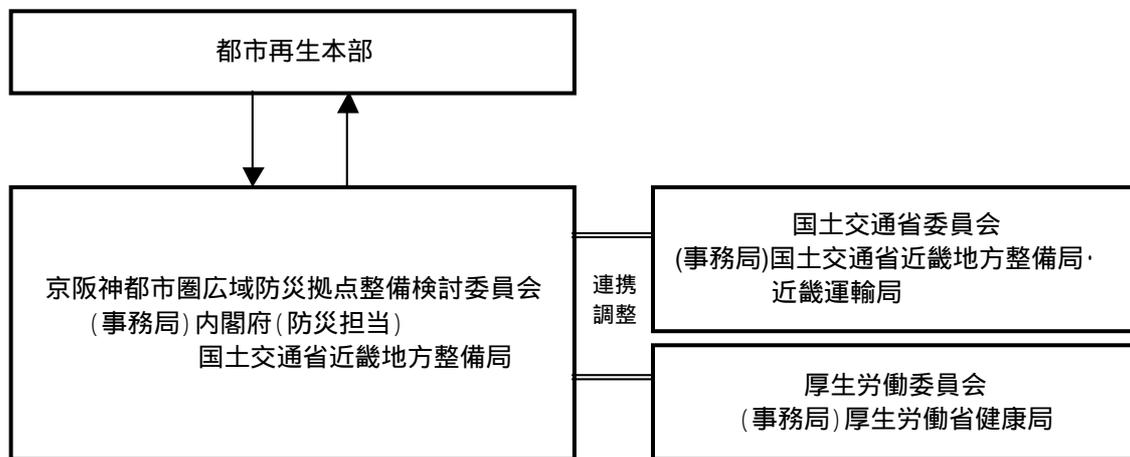


6 本調査の実施体制

本調査の実施に当たっては、有識者、国の関係機関、二府四県三政令市から成る検討委員会を設置し、会議を開催するものとする。

この他、国土交通省・厚生労働省において、関連する調査を行うための別途の委員会を設置し、必要に応じて本調査の検討委員会に反映させることとする。

本調査検討委員会事務局は、内閣府(防災担当)及び国土交通省近畿地方整備局に設置する。国土交通省は、近畿圏整備法に基づく近畿圏整備計画の所管省庁であるとともに、近畿地方整備局においては、広域防災上非常に重要な都市基盤(道路、河川、港湾、空港)について直轄管理等し、圏域の都市構造や市街地特性等に精通していることから、共同事務局としたものである。



7 本調査の検討スケジュール（案）

本委員会での検討スケジュールは次の通りとする。

時 期	審議内容
第1回（平成14年3月6日）	調査の全体計画について 京阪神都市圏における被害概略について 広域防災体制の現状把握について 今後の進め方について
第2回（平成14年3月29日）	阪神・淡路大震災におけるオペレーション展開の現状と 問題点の整理について
第3回（平成14年4月中下旬）	京阪神都市圏における広域防災拠点の整備・連携に関する 基本的考え方について
第4回～第6回	<ul style="list-style-type: none">・京阪神都市圏における被害想定の整理について ケーススタディの実施と広域的オペレーションの展 開上の課題整理について・京阪神都市圏における広域防災拠点の適正配置に関す る検討・京阪神都市圏広域防災拠点整備基本構想（案）

8 本検討委員会及び関係委員会の関係

